

平成 30 年

# 地方公務員給与の実態

——平成30年 4 月 1 日地方公務員給与実態調査結果——

総 務 省



## まえがき

この度、平成30年4月1日現在で行われた地方公務員給与実態調査の結果がまとまり、「平成30年地方公務員給与の実態」として刊行することになりました。

地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与等の実態を明らかにし、併せてその制度の基礎資料を得ることを目的として行っているものであり、今回の調査は、平成25年に引き続き統計法（平成19年法律第53号）に基づく5年に1回の基幹統計調査として行われたものです。

今回の基幹統計調査は、特別職を除く全地方公務員（約273万人）の個票データの集計処理・審査を行った基幹統計調査の結果と各地方公共団体ごとに収集されたデータの集計処理・審査を行った附帯調査の結果とを合わせたものであります。

地方公務員の給与については、各地方公共団体において、適正化のために種々の努力が払われてきており、多くの団体において、その成果があげられてきているところですが、なお一部の団体においては、給与制度・運用及び諸手当に問題が残されております。地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、また地方分権の進展に伴って、地方公共団体の果たす役割はますます重要となった今日、地方行政に対する住民の期待に応えるためにも、従来に増して適正化のための努力が必要であると考えられます。

本書では、調査結果のほか、平成30年における地方公務員の給与制度をめぐる動きや給与改定等の状況及び国家公務員給与等実態調査資料等を併せて掲載し、利用の便を図っております。

今回の調査に当たって御協力いただいた各地方公共団体及びその他関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和元年5月

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長

池田 敬之



# 目 次

平成30年地方公務員給与実態調査（基幹統計）調査概要	1
----------------------------	---

## 第1 調査結果の概要

### I 一般職関係

#### 一 職員数

1 団体区分別職員数	9
2 職員区分別職員数	10
3 職種別職員数	12
4 部門別職員数	14

#### 二 職員構成

1 団体区分別，年齢別職員構成	15
2 職種別，年齢別職員構成	17
3 高齢職員の状況	18
4 団体区分別，経験年数別職員構成	21
5 職種別，学歴別職員構成	22

#### 三 平均給料月額

1 団体区分別，職種別平均給料月額	23
2 団体区分別，経験年数別平均給料月額	23
3 団体区分別，年齢別平均給料月額	28

#### 四 諸手当

1 職種別平均諸手当月額	29
2 団体区分別諸手当の支給状況	29
3 職種別諸手当支給職員	31

#### 五 初任給基準

#### 六 採用と退職

1 採用者数	34
2 退職者数	37
3 退職手当額	40

#### 七 地方公務員の給与水準

1 団体区分別ラスパイレス指数	42
2 団体区分別ラスパイレス指数分布状況	42

### II 特別職関係（教育長を含む）

一 知事，市区町村長等の平均給料月額	46
二 議会議員の平均報酬月額	46
三 公営企業管理者及び教育長の平均給料月額	46

## 第2 統計表

〔基幹統計調査関係〕

## I 一般職関係（教育長を除く。）

### 第1表の1 団体区分別，男女別，会計別，職種別職員数及び平均基本給月額

(1) 全地方公共団体	51
(2) 都道府県	54
(3) 指定都市	57
(4) 市	60
(5) 町 村	63
(6) 特別区	66
(7) 一部事務組合等	69

### 第1表の2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額

(1) 都道府県及び指定都市	
全 職 種	72
一般行政職	73
技能労務職	74
高等学校教育職	75
小・中学校教育職	76
警 察 職	77
(2) 市	
全 職 種	78
一般行政職	79
技能労務職	80
高等学校教育職	81
小・中学校教育職	82
(3) 町 村	
全 職 種	83
一般行政職	84
技能労務職	85
高等学校教育職	86
小・中学校教育職	87
(4) 一部事務組合等	
全 職 種	88
一般行政職	89
技能労務職	90
高等学校教育職	91

### 第1表の3 市及び町村の職種別，人口段階別職員数及び平均基本給月額

(1) 一般行政職	92
(2) 技能労務職	93

### 第1表の4 職務区分別職員数及び平均基本給月額

全地方公共団体	94
---------	----

## 第2表の1 団体区分別，男女別，職種別，学歴別，経験年数別職員数及び平均給料月額

### 全職種（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	96
(2) 都道府県	97
(3) 指定都市	98
(4) 市	99
(5) 町 村	100
(6) 特別区	101
(7) 一部事務組合等	102

### 一般行政職（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	103
(2) 都道府県	104
(3) 指定都市	105
(4) 市	106
(5) 町 村	107
(6) 特別区	108
(7) 一部事務組合等	109

### 技能労務職（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	110
(2) 都道府県	111
(3) 指定都市	112
(4) 市	113
(5) 町 村	114
(6) 特別区	115
(7) 一部事務組合等	116

### 高等学校教育職（男女計）

(1) 全地方公共団体	117
(2) 都道府県	117
(3) 指定都市	117
(4) 市	118
(5) 町 村	118
(6) 特別区	118
(7) 一部事務組合等	119

### 小・中学校教育職（男女計）

(1) 全地方公共団体	119
(2) 都道府県	119
(3) 指定都市	120

(4) 市	120
(5) 町 村	120
(6) 特 別 区	121
警 察 職 (男女計)	
都 道 府 県	121

**第2表の2 都道府県及び指定都市の各団体別，職種別，学歴別，経験年数別職員数及び平均給料月額**

(1) 一 般 行 政 職	学歴合計	122
	大学卒	123
	短大卒	124
	高校卒	125
	中学卒	126
(2) 技 能 労 務 職	学歴合計	127
	大学卒	128
	短大卒	129
	高校卒	130
	中学卒	131
(3) 高 等 学 校 教 育 職	学歴合計	132
	大学卒	133
	短大卒	134
	高校卒	135
	中学卒	136
(4) 小・中 学 校 教 育 職	学歴合計	137
	大学卒	138
	短大卒	139
	高校卒	140
(5) 警 察 職	学歴合計	141
	大学卒	142
	短大卒	143
	高校卒	144
	中学卒	145

**第2表の3 市及び町村の職種別，学歴別，人口段階別，経験年数別職員数及び平均給料月額**

(1) 一 般 行 政 職	学歴合計	146
	大学卒	147
	短大卒	148
	高校卒	149
	中学卒	150
(2) 技 能 労 務 職	学歴合計	151



大学卒	152
短大卒	153
高校卒	154
中学卒	155

第2表の4 団体区分別，学歴別，一般行政職の職務上の地位別，経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 都道府県	部（局）長及び相当職	156
	課長及び相当職	156
	課長補佐及び相当職	156
	係長及び相当職	157
	その他職員	157
(2) 指定都市	局長及び相当職	157
	部長及び相当職	158
	課長及び相当職	158
	課長補佐及び相当職	158
	係長及び相当職	159
	その他職員	159
(3) 市	部（局）長及び相当職	159
	課長及び相当職	160
	課長補佐及び相当職	160
	係長及び相当職	160
	その他職員	161
(4) 町村	課長及び相当職	161
	課長補佐及び相当職	161
	係長及び相当職	162
	その他職員	162
(5) 特別区	部（局）長及び相当職	162
	課長及び相当職	163
	課長補佐及び相当職	163
	係長及び相当職	163
	その他職員	164

第3表の1 団体区分別，職種別，年齢別職員数

(1) 全地方公共団体	165
(2) 都道府県	167
(3) 指定都市	169
(4) 市	171
(5) 町村	173
(6) 特別区	175

(7) 一部事務組合等	177
-------------	-----

### 第3表の2 団体区分別，男女別，職種別，学歴別，年齢別職員数及び平均給料月額

#### 全職種（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	179
(2) 都道府県	180
(3) 指定都市	181
(4) 市	182
(5) 町 村	183
(6) 特別区	184
(7) 一部事務組合等	185

#### 一般行政職（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	186
(2) 都道府県	187
(3) 指定都市	188
(4) 市	189
(5) 町 村	190
(6) 特別区	191
(7) 一部事務組合等	192

#### 技能労務職（男女計，男，女）

(1) 全地方公共団体	193
(2) 都道府県	194
(3) 指定都市	195
(4) 市	196
(5) 町 村	197
(6) 特別区	198
(7) 一部事務組合等	199

#### 高等学校教育職（男女計）

(1) 全地方公共団体	200
(2) 都道府県	200
(3) 指定都市	200
(4) 市	201
(5) 町 村	201
(6) 特別区	201
(7) 一部事務組合等	202

#### 小・中学校教育職（男女計）

(1) 全地方公共団体	202
(2) 都道府県	202
(3) 指定都市	203

(4) 市	203
(5) 町 村	203
(6) 特 別 区	204
警 察 職 (男女計)	
都 道 府 県	204

**第3表の3 都道府県及び指定都市の各団体別，職種別，年齢別職員数及び平均給料月額**

(1) 一 般 行 政 職	205
(2) 技 能 労 務 職	207
(3) 高等学校教育職	209
(4) 小・中学校教育職	211
(5) 警 察 職	213

**第3表の4 市及び町村の職種別，学歴別，人口段階別，年齢別職員数及び平均給料月額**

(1) 一 般 行 政 職 学歴合計	215
大 学 卒	217
短 大 卒	219
高 校 卒	221
中 学 卒	223
(2) 技 能 労 務 職 学歴合計	225
大 学 卒	227
短 大 卒	229
高 校 卒	231
中 学 卒	233

**第3表の5 団体区分別，学歴別，一般行政職の職務上の地位別，年齢別職員数及び平均給料月額**

(1) 都 道 府 県 部 (局) 長 及 び 相 当 職	235
課 長 及 び 相 当 職	235
課 長 補 佐 及 び 相 当 職	235
係 長 及 び 相 当 職	236
そ の 他 職 員	236
(2) 指 定 都 市 局 長 及 び 相 当 職	236
部 長 及 び 相 当 職	237
課 長 及 び 相 当 職	237
課 長 補 佐 及 び 相 当 職	237
係 長 及 び 相 当 職	238
そ の 他 職 員	238
(3) 市 部 (局) 長 及 び 相 当 職	238
課 長 及 び 相 当 職	239
課 長 補 佐 及 び 相 当 職	239
係 長 及 び 相 当 職	239

	その他職員	240
(4) 町	村 課長及び相当職	240
	課長補佐及び相当職	240
	係長及び相当職	241
	その他職員	241
(5) 特別区	部(局)長及び相当職	241
	課長及び相当職	242
	課長補佐及び相当職	242
	係長及び相当職	242
	その他職員	243

**第4表 団体区分別, 会計別, 職種別, 扶養親族別職員数**

(1) 全地方公共団体	244
(2) 都道府県	245
(3) 指定都市	246
(4) 市	247
(5) 町 村	248
(6) 特別区	249
(7) 一部事務組合等	250

**第5表 団体区分別, 会計別, 職種別平均扶養手当月額**

(1) 全地方公共団体	251
(2) 都道府県	252
(3) 指定都市	253
(4) 市	254
(5) 町 村	255
(6) 特別区	256
(7) 一部事務組合等	257

**第6表 団体区分別, 会計別, 職種別, 地域手当支給割合別職員数及び平均地域手当月額**

(1) 全地方公共団体	258
(2) 都道府県	262
(3) 指定都市	266
(4) 市	270
(5) 町 村	274
(6) 特別区	278
(7) 一部事務組合等	282

**第7表 団体区分別, 会計別, 職種別, 通勤方法別職員数及び平均通勤手当月額**

(1) 全地方公共団体	286
(2) 都道府県	287
(3) 指定都市	288

(4) 市	289
(5) 町 村	290
(6) 特 別 区	291
(7) 一部事務組合等	292

## 第8表 団体区分別，会計別，職種別，学歴別，経験年数別職員数及び平均年間給与

### 一般行政職（全会計，普通会計）

(1) 全地方公共団体	293
(2) 都 道 府 県	293
(3) 指 定 都 市	294
(4) 市	295
(5) 町 村	295
(6) 特 別 区	296
(7) 一部事務組合等	297

### 技能労務職（全会計，普通会計）

(1) 全地方公共団体	297
(2) 都 道 府 県	298
(3) 指 定 都 市	299
(4) 市	299
(5) 町 村	300
(6) 特 別 区	301
(7) 一部事務組合等	301

### 高等学校教育職（普通会計）

(1) 全地方公共団体	302
(2) 都 道 府 県	302
(3) 指 定 都 市	303
(4) 市	303
(5) 町 村	303
(6) 一部事務組合等	304

### 小・中学校教育職（普通会計）

(1) 全地方公共団体	304
(2) 都 道 府 県	304
(3) 指 定 都 市	305
(4) 市	305
(5) 町 村	305
(6) 特 別 区	306

### 警 察 職（普通会計）

都 道 府 県	306
---------	-----

## II 特別職関係（教育長を含む。）

**第9表 特別職に属する職員の定数及び平均給料（報酬）月額**

(1) 団体区分別（都道府県及び指定都市，市・区及び町村）	309
(2) 人口段階別（市及び町村）	311

**第10表 都道府県及び指定都市の各団体別特別職の職員等の定数及び平均給料（報酬）月額**

(1) 都道府県	312
(2) 指定都市	315

**第11表 市及び町村の都道府県別特別職の職員等の定数及び平均給料（報酬）月額**

(1) 市	316
(2) 町 村	319

〔附帯調査関係〕

**1 初任給基準関係**

**第12表 初任給**

(1) 団体区分別（都道府県及び指定都市）	325
(2) 都道府県別	
都道府県	326
指定都市	328
市	329
町 村	333
(3) 一般行政職の初任給段階別，都道府県別団体数	
市	337
町 村	343

**2 諸手当関係**

**第13表 団体区分別，職種別職員の平均給与月額及び平均諸手当額**

(1) 全地方公共団体	351
(2) 都 道 府 県	353
(3) 市区町村組合計	355
(4) 指 定 都 市	357
(5) 市	359
(6) 町 村	361
(7) 特 別 区	363
(8) 一部事務組合計	365

**3 採用・退職関係**

**第14表 都道府県別，職員区分別，学歴別採用職員数**

(1) 都 道 府 県	369
(2) 指 定 都 市	371
(3) 市及び特別区	373
(4) 町 村	375

## 第15表 団体区分別，職員区分別，退職事由別，年齢別退職者数及び退職手当額

(1) 全地方公共団体	377
(2) 都道府県	385
(3) 指定都市	391
(4) 市	397
(5) 町 村	403
(6) 特別区	409

(以下別冊)

### 第3 都道府県別，市区町村別給与等の一覧表

1 都道府県・指定都市の職員数及び平均給料（報酬）月額等	2
2 市区町村別職員数及び平均給料（報酬）月額等	4

### 第4 参考資料

1 地方公務員給与制度関係資料（平成30年）	67
2 平成29年度における給与改定等の状況（平成30年4月1日調べ）	87
3 平成29年度における給与適正化の状況（平成30年4月1日調べ）	88
4 国家公務員給与等実態調査関係資料（平成30年）	90
5 地方財政と人件費	99

### 【図表索引】

図一 1 総職員数の団体区分別構成	9
図一 2 総職員数の職員区分別構成	10
図一 3 団体区分別職員数の職種別構成	13
図一 4 団体区分別，年齢別職員構成（一般行政職）	16
図一 5 平均年齢の推移（一般行政職）	17
図一 6 職種別，年齢別職員構成（全地方公共団体）	18
図一 7 団体区分別，年齢別平均給料月額（一般行政職・全学歴）	28
図一 8 職員区分別，退職事由別1人当たり平均退職手当額（全地方公共団体） （退職手当を支給された者）	41
表一 1 団体区分別，職員区分別職員数の推移（全会計）	11
表一 2 職種別職員数の状況（全地方公共団体）	12
表一 3 部門別職員数の状況（全地方公共団体）	14
表一 4 団体区分別，年齢別職員数の状況（一般行政職）	15
表一 5 平均年齢の推移（一般行政職）	17
表一 6 団体区分別，年齢別職員数の状況（全職種）	18
表一 7 団体区分別，年齢別職員数の状況（一般行政職）	19
表一 8 団体区分別，年齢別職員数の状況（技能労務職）	20
表一 9 団体区分別，経験年数別職員数の状況（一般行政職）	21

表—10	職種別，学歴別職員数構成（全地方公共団体）	22
表—11	団体区分別，職種別平均給料月額等の状況（全会計）	24
表—12	団体区分別，経験年数別平均給料月額一般行政職（大学卒）	26
表—13	団体区分別，経験年数別平均給料月額一般行政職（高校卒）	27
表—14	職種別平均給料月額及び諸手当月額（全地方公共団体）	30
表—15	職種別諸手当の支給職員の割合	31
表—16	団体区分別，採用方法別，学歴別初任給の国との比較（一般行政職） （初任給基準による区分）	32
表—17	団体区分別，職種別初任給基準額	33
表—18	団体区分別，職員区分別採用者数の推移	35
表—19	団体区分別，職員区分別4月1日採用者数の推移	36
表—20	団体区分別，年齢別採用者数	36
表—21	団体区分別，職員区分別退職者数の推移	38
表—22	年齢別退職者数の推移（全地方公共団体）	39
表—23	団体区分別，退職事由別退職者数	39
表—24	団体区分別，年度別一般職員の勤続25年以上の定年又は応募認定退職者1人 当たり退職手当額	41
表—25	団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）	43
表—26	団体区分別ラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）	44
表—27	団体区分別の三役，議員，公営企業管理者及び教育長の平均給料（報酬） 月額の推移	47



# 平成 30 年 地方公務員給与実態調査（基幹統計）調査概要

## 1 調査の目的

地方公務員給与実態調査（以下「調査」という。）は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び地方公務員給与実態調査規則（昭和 33 年総理府令第 57 号）に基づいて行う。

## 3 調査の対象となる団体

調査の対象となる団体は、都道府県、市町村、特別区及び一部事務組合等の全地方公共団体。

※「一部事務組合等」には、広域連合、財産区及び特定地方独立行政法人を含む。（以下、同じ）

## 4 調査対象職員

調査の対象となる地方公務員は、一般職に属する地方公務員のうち次の 1 に掲げる者以外の者及び特別職に属する地方公務員のうち次の 2 に掲げる者とする。

### 1 一般職に属する地方公務員のうち調査の対象とならない者

(1) 臨時又は非常勤の者（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が第 5 の調査の期日において引き続いて 12 月を超える者を除く。）

(2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 31 条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により派遣を受けた者を除く。）

(3) 未帰還職員

### 2 特別職に属する地方公務員のうち調査の対象となる職

(1) 知事、市町村長又は特別区の区長

(2) 副知事、副市町村長又は特別区の副区長

(3) 議会の議員

(4) 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員会の委員及び同項第 4 号に掲げる委員並びに同条第 2 項各号又は同条第 3 項各号に掲げる委員会の委員

(5) 地方公営企業管理者

(6) 特定地方独立行政法人の役員

## 5 調査の期日

調査は、平成 30 年 4 月 1 日現在で行う。

## 6 調査事項

調査は、次に掲げる事項について、地方公務員給与実態調査調査票（以下「調査票」という。）によって行う。

### 1 一般職に属する地方公務員

(1) 所属する地方公共団体の名称

- (2) 所属する公署の名称
- (3) 性別
- (4) 満年齢月数
- (5) 学歴、資格及び免許
- (6) 経験月数
- (7) 職種
- (8) 職務
- (9) 職務上の地位
- (10) 給与の支出される会計の別
- (11) 採用時における前歴の有無
- (12) 採用年月
- (13) 給与月額
- (14) 給料月額
- (15) 諸手当の月額
- (16) 年間給与の額
- (17) その他上記(1)から(16)までに関連する事項

## 2 特別職に属する地方公務員

- (1) 定数
- (2) 給料（報酬）の額

## 7 主な用語解説（50音）

「一般行政職」・・・「一般職員」のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員である。

「一般職員」・・・「教育公務員」、「警察官」、「臨時職員」、「特定地方独立行政法人職員」及び「特定地方独立行政法人臨時職員」に該当する職員以外の常勤の職員である。

「技能労務職員」・・・国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（清掃職員、学校給食員、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手等）である（企業職を除く）。

「教育公務員」・・・教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、常勤の職員（公立学校の学長、校長（園長を含む。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員）及び同法施行令第9条から第11条までに規定する常勤の職員（公立大学の助手、公立大学以外の公立学校の助手、実習助手、寄宿舎指導員並びに公立の専修・各種学校の校長及び教員）である。

「警察職」・・・警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤の職員である。

「諸手当月額」・・・月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

「平均給与月額」・・・給料月額と諸手当の諸手当月額を合計したものである。

「平均給料月額」・・・4月1日現在における職員の基本給の平均である（給料の調整額及び教職調整額を含む）。

「ラスパイレス指数」・・・全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

## 8 各種手当の解説（50音順）

地方公務員に支給することができる手当は、地方自治法第204条第2項に列挙されており、手当の額や支給方法は、各地方公共団体の条例等で定めることとされている。

「管理職手当」・・・管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性にかんがみて支給される手当である。

「管理職員特別勤務手当」・・・管理又は監督の地位にある一定範囲の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当である。

「寒冷地手当」・・・寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対して支給される手当である。

「期末手当」・・・民間における賞与等の特別給に見合う手当として支給される手当である。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位にある職員の一部にあっては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額）に一定の割合を乗じて得た額に、それぞれの基準日前3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは6ヶ月以内）の期間におけるその職員の在職期間の区分に応じて一定の割合を乗じて得た額が支給される。

「休日勤務手当」・・・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務を命じられて勤務した職員に対して支給される手当である。

「勤勉手当」・・・民間における賞与に類似したものであり、一定期間における職員の勤務成績に対する報償的意図を持つ手当である。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位に

ある職員の一部にあつては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額)に、それぞれの職員の勤務期間に応じて定められた割合に成績に応じて定められた割合を乗じて得た額が支給される。

「義務教育等教員特別手当」・・・義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講じ、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的として支給される手当である。

「産業教育手当」・・・高等学校における農業、水産、工業、電波又は商船に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業振興のため、公立の高等学校のこれらの教育に従事する教員及び実習助手に支給される手当である。

「宿日直手当」・・・正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等において、本来の勤務に従事しないで行う業務（宿日直勤務）に対して支給される手当である。その勤務形態としては、監視又は断続的業務としての性格を有する勤務、医師の当直勤務等が挙げられる。

「初任給調整手当」・・・専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員に支給される手当であり、現在主に支給される職種は、医師・歯科医師である。

「時間外勤務手当」・・・正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当である。

「住居手当」・・・借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であつて、配偶者が借家・借間に居住する職員に支給される手当である。

「退職手当」・・・職員が退職した場合に、一時金としてその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものである。退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額を基礎として、その退職事由及び勤続期間に応じた一定の割合を乗じて得た額が支給される。

「単身赴任手当」・・・異動又は公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される手当である。

「地域手当」・・・地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支

給される手当である。

「通勤手当」・・・通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に支給される手当である。

「定時制通信教育手当」・・・高等学校の校長及び教員のうち、定時制教育又は通信制の課程に携わる者の職務の複雑性・困難性にかんがみ支給される手当である。

「特殊勤務手当」・・・著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当ではないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。国家公務員においては、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当等が特殊勤務手当として支給されている。

「特地勤務手当」・・・離島その他の生活の著しく不便な地に勤務のために移転する職員に対して支給される手当である。

「農林漁業普及指導手当」・・・都道府県において協同農業普及事業に従事する普及指導員の職務の特殊性にかんがみて支給される手当である。

「扶養手当」・・・扶養親族を有する職員に対して支給される手当である。扶養親族の範囲は、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている配偶者、満22歳未満の子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母並びに心身に障害を有する者に限られている。

「へき地手当」・・・文部科学省令で定める基準に従い各地方公共団体の条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に勤務する教職員に対して支給される手当である。

「夜間勤務手当」・・・正規の勤務時間が深夜にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給される手当である。